

世田谷区在宅避難支援事業実施要綱

令和6年4月24日 6世災対第191号

改正 令和6年11月25日 6世災対第352号

(目的)

第1条 この要綱は、区民に対し、在宅避難（災害時に倒壊等の危険がなく安全が確保されている住居等にとどまることをいう。以下同じ。）に資する防災用品を配布する在宅避難支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、在宅避難の必要性に係る意識の向上を図り、もって在宅避難の備えを促進し、災害時における適切な避難体制を確保することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、令和6年5月1日時点で世田谷区に住民登録を有する者とする。

2 前項に規定する者のほか、区外からドメスティック・バイオレンス等により令和6年5月1日時点で区内に避難し、かつ、居住している者は、対象者とする。

3 前2項に規定する者のほか、区長が必要と認める者

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 在宅避難に資する防災用品を掲載したカタログを、対象者がいる世帯の世帯主その他これに類する者（以下「世帯主等」という。）に対して、1冊配付すること。
- (2) 対象者1名につき3,000ポイント（カタログ内の防災用品と交換するために使用するポイントであって、1ポイントにつき1円に相当するものをいう。以下同じ。）を付与すること。
- (3) 第1号のカタログの中から交換を希望する防災用品を選択し、次条の申込みをした世帯主等に対して、当該防災用品を配送すること。

(防災用品の申込み及び発送)

第4条 区長は、世帯主等から、専用ウェブサイト又は専用葉書により、前条第2号に規定するポイントの範囲内で、希望する防災用品の配送の申込み（令和6年12月16日までにあった申込みに限る。）があった場合は、当該申込みをした世帯主等に対して当該防災用品を発送するものとする。ただし、在庫の不足その他の当該防災用品を発送することができない事情がある場合にあっては、この限りでない。

2 前項の規定による防災用品の発送は、前項の申込みに係る全ての防災用品の発送ができる時点において行うものとする。

(不当利得の返還)

第5条 区長は、前条の規定による申込みが、偽りその他不正な手段により行われたことが判明したときは、その防災用品の発送を受けた者に防災用品の返還をさせることができるものとする。

(関係機関との連携)

第6条 区長は、個人情報の適正な管理に配慮した上で、効果的な支援を講じられるよう対象者に関する情報を関係機関と共有するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年11月25日から施行する。